

産業構造審議会 産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会 自動車リサイクルWG
中央環境審議会 循環型社会部会自動車リサイクル専門委員会 合同会議 第50回

自動車リサイクル制度における取組み 及び 制度の効率化等について



2020(令和2)年9月30日

(一社)日本中古自動車販売協会連合会

目次

1. 日本中古自動車販売協会連合会について ……p.3
2. 中古自動車販売事業者の取引の現状 …… p.4~6
3. 自動車リサイクル制度における取組について …… p.7~13
4. 自動車リサイクル制度の効率化について …… p.14~15

1. 日本中古自動車販売協会連合会について



- 社 名 : 一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会
(略称:JU中販連)
- 設 立 : 昭和46年9月18日(任意団体)
昭和50年3月27日(社団法人)
平成25年4月1日(一般社団法人)
- 会 員 : 47都道府県協会
- 傘下会員数 : 約10,800社
- 事業目的 : 中古自動車販売業の健全な発展を図るため、中古自動車の販売を主たる業とする企業の体制の高度化と中古自動車の公正な流通の促進を推進するとともに、消費者利益の保護、環境の保全、安全の確保等、国の行政施策に協力することにより、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

2. 中古自動車販売事業者の取引の現状

(1) 中古車の下取に係る実際の取引

- ① 中古車の発生源は消費者(自動車ユーザー)であるが、そのほとんどが直前まで自動車として使用されているため、自動車としての外観・機能を十分に備えている。
- ② そのため、下取車両についてユーザーは中古車としての対価を要求する場合がほとんどである。
- ③ 中古車として売買する場合は、車両代金、自動車税未経過相当額、自賠責保険未経過相当額、リサイクル預託金の総額が売買価格となる。
- ④ ただし、下取り時点でその車両を廃棄することの合意がなされた場合は、使用済自動車として引取り、リサイクル券を使用しリサイクルルートに乗せるところになる。(リサイクル預託金負担:所有者(ユーザー))

⇒ 「使用済自動車としての引取り (6ページ) A」

2. 中古自動車販売事業者の取引の現状

(1) 中古車の下取に係る実際の取引 (前頁からの続き)

- ⑤ 中古車の価格は、市場の需要と供給を反映した形で古物商が行なう事業者間取引である「オートオークション」において相場価格として形成されている。
- ⑥ 中古車の下取りは仕入の一種であり、オートオークションの相場価格を参考に予定販売価格を見込んで仕入価格を決めている。
- ⑦ ただし、販売方法は自社での小売と業販(大半がオートオークション)の二通り想定しているが、見込み価格で販売できるとは限らない。
- ⑧ 販売できなかった中古車は、販売店が使用済自動車と判断して解体事業者へ引渡すこととなる。(リサイクル預託金負担:所有者(販売店))

⇒ 「使用済自動車としての引取り (6ページ) B」

2. 中古自動車販売事業者の取引の現状

(2) 使用済自動車(※ELV)としての引取り

ELVとなるパターン		ユーザーとの取引価格
A	ユーザーが ELV希望	ELV相場
B	販売店下取(買取)車	中古車相場
	↓ 販売不調でやむなくELV	

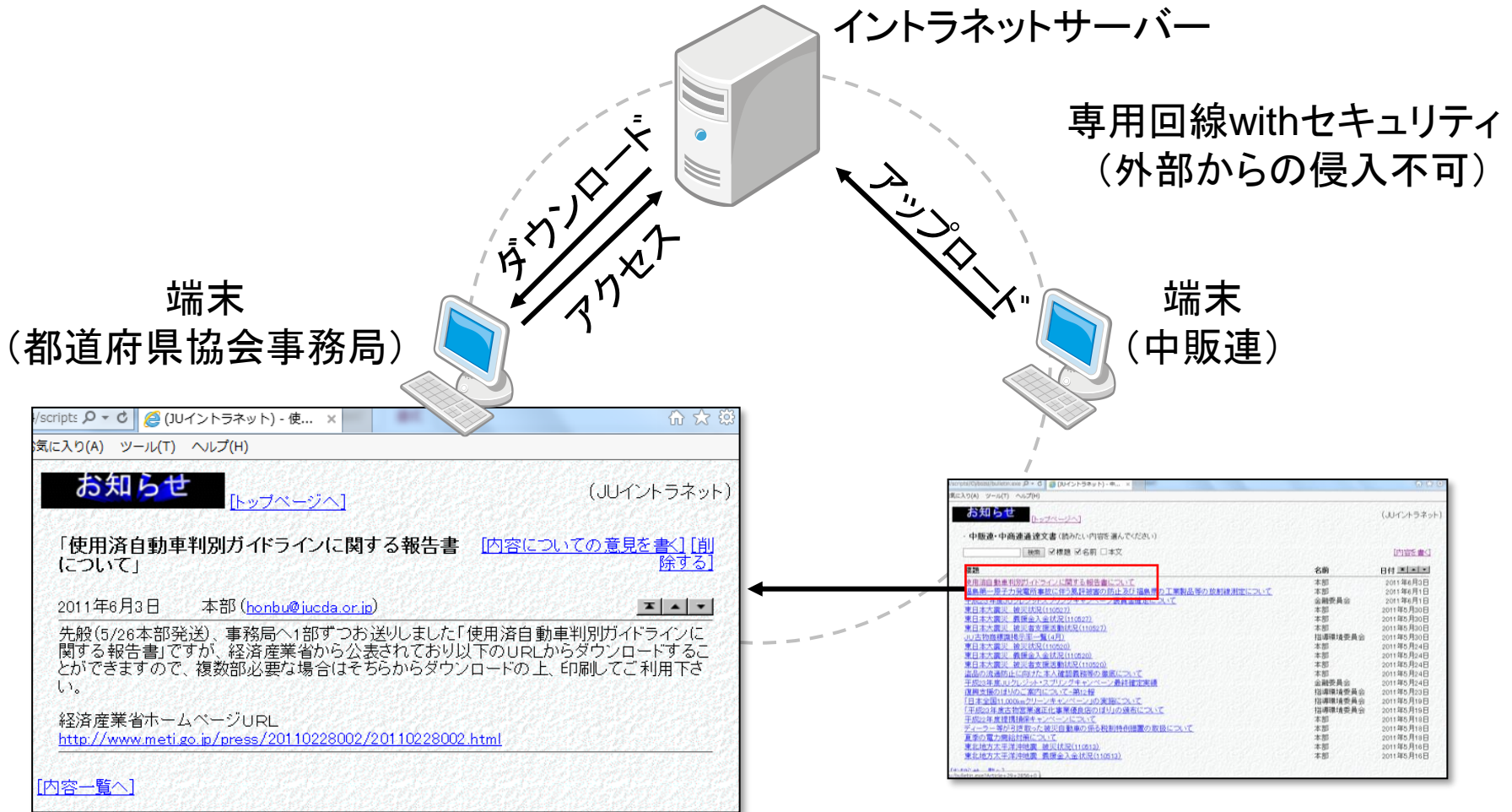
▶ ELV相場

Bパターンは、ELV相場とリンクせずに黒字になることも赤字になることもあり得る

※ELV : End-of Life Vehicles

3. 自動車リサイクル制度における取組について

① 会員(都道府県協会)専用ネットワーク「イントラネット」による情報提供を実施



3. 自動車リサイクル制度における取組について

② 都道府県協会、傘下会員(販売店)に対して、自動車リサイクル制度の適正な運用を指導 (前頁からの続き)

【機関誌】



「使用済自動車判別ガイドラインに関する報告書」の公表

J/中販連の主張通る

「使用済自動車か否かの判断は、一律の基準によって切り分けられるものではない」

経済産業省と協賛者は、使用済自動車判別ガイドラインに関する合同ワーキング・グループにおいて、平成22年7月から平成23年2月までの間に合計5回の会議を開催し、「使用済自動車判別ガイドラインに関する報告書」を取りまとめました。

所有者からの使用済自動車の適正な引渡し、不法投棄や不適正処理への迅速な対応等の観点から、当該自動車を使用済自動車とするか否かを判断するための場面毎の判断の拠り所を検討し報告書として取りまとめ、使用済自動車か否かの判断は、一律の基準によって切り分けられるのは困難であるため、むしろ、自動車の所有者や自治体の担当者が適切な判断を行えるような、場面毎の判断材料となる情報をガイドラインとして整理しています。

この報告書は2部構成としてまとめられており、概要は以下の通りです。

第1部「使用を終えた自動車の適正な流通の確保に向けたガイドライン」

① 引取業者から必要な情報の提供が行われることが望ましい

「査定基準価格や類似車両の相場価格」

「欠損・損傷車両については修繕に経済的価値が見いだせるか」

「その他、登録年数及び走行距離と廃車率の統計データ等」

② オートオークション会場における取り扱いについて聞かれるべき取組み

「入庫時検査において出品を断る事例の共有(主要部品が取り外された車両、損壊状況が大きい車両、広範囲で延焼している車両等)」

「流札車両の取扱いについての業界内共通の通知徹底」

第2部「不法投棄等と疑われる事案における使用済自動車判別事案」

① 占有者が認知されない不法投棄疑い事案

「自動車としての本来の用に供する状態であり、生活環境保全上の支障が発生するおそれのあるものか否か」

「占有者が自動車として継続使用する意志が客観的に認められるか否か」

* 燃料や廃油・廃液等の漏出など周辺への悪影響が想定される車両や屋下など投棄の意図が明らかでない車両は、使用済自動車との判断が妥当

② 占有者が中古車の保管と主張している不法投棄・不適正保管疑い事案

「本来の用に供し、生活環境保全上の支障がないか」

「継続使用または譲渡の意志が認められるか」

「継続使用を前提とした保管がなされているか」

【販売店専用WEBページ】

引取業者としての使用済自動車引取事例の概要

①ユーザーから自動車の引取り(買取)依頼を受ける。

②(一部)日本自動車査定協会などが定める査定基準をベースとしながら、独自に設けた社内基準に基づいて自動車の査定を行う。この際、次の事項を確認する。

- 当該自動車のフロントガラス・エアバッグ類の装着の有無を確認
- 当該自動車のリサイクル料金の預託の有無を確認
- 当該自動車の重量税還付相当額、自賠責保険返付相当額の有無を確認等
- *「中古自動車又は使用済自動車」のどちらの取引がユーザーメリットになるか、総合的に判断する。

③ユーザーに対して査定結果及び総合的な判断結果等を説明する。

- 市地価値があれば、中古自動車として買取することを説明
- 市地価値がなければ、使用済自動車として引取ることを説明

④自動車の引取(買取)に関する積算金額等を説明する。

- 中古自動車買取価格又は使用済自動車買取価格など、事業者がユーザーに支払う目と額を説明
- 代行手数料などユーザーが事業者を支払う目と額を説明
- 消費税額などを始め、差額積算金額を説明
- 使用済自動車引取りの場合は、使用済自動車の買戻の価値を説明する。
- リサイクル料金額やその差額を説明する。
- *重量税還付や自賠責保険返戻金などがある場合は、その手続きを説明する。
- *ユーザーに費用負担が発生する場合は、その理由を説明する。

⑤引取業者は、使用済みにする買戻表示を裏面捺印のある書面で確認する。

⑥引取業者は、最終所有者に使用済自動車の引取説明書を手交する。

ポータル

J/本部・商組からのお知らせ

- 2020年06月10日 J/本部から 2つ以上の公安委員会から許可を
- 2020年06月09日 J/本部から 【J/適正販売】システム会社
- 2020年05月28日 J/本部から 自動車販売(小売、卸売)業にお
- 2020年04月23日 J/本部から 【新型コロナウイルス関連支援】
- 2020年04月09日 J/本部から サボカー補助金 申請書類の提出
- 2020年04月02日 J/本部から J/ショッピング組合カタログ
- 2020年03月26日 J/本部から サボカー補助金 令和2年度以降
- 2020年03月23日 J/本部から サボカー補助金 「サボカー情報
- 2020年03月16日 J/本部から サボカー補助金 「サボカー情報
- 2020年03月13日 J/本部から サボカー補助金 「サボカー情報
- 2020年03月13日 J/本部から サボカー補助金 中古車購入補助
- 2020年03月13日 J/本部から サボカー補助金について
- 2020年01月27日 J/本部から オールJ/春のお客様感謝祭
- 2019年12月17日 J/本部から 【改正古物営業法】主たる営業所
- 2019年08月05日 J/本部から J/モビリティ注文書発効対応自動車
- 2019年04月12日 J/本部から J/適正販売店認定制度申請書
- 2019年03月27日 J/本部から 引取業者としての使用済自動車引
- 2018年07月26日 J/本部から 使用済自動車引取説明書について
- 2018年07月26日 J/本部から 自動車リサイクル時における用語について

※発行部数:11,000部/月

3. 自動車リサイクル制度における取組について

③ 販売店に対して、「中古自動車販売士制度」の研修を通じても自動車リサイクル制度の適正な運用について指導

【販売店向け研修テキスト】



**中古自動車販売における
コンプライアンス**

中古自動車販売士
コンプライアンス研修テキスト



一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会

第3章 契約とモデル注文書

車両を低価格や無償で引取る(下取る・買取る)際の注意点(注文書等への記載が必要)

お客様の車両を「廃車」扱いとしながら
結果的に「中古車」として引取ることになった場合は、
丁寧な説明をしないと後でトラブルとなるおそれがあります

「中古車」として引取る場合	「使用済自動車」として引取る場合
<ul style="list-style-type: none"> ・車両価格 ・自動車税種別割未経過相当額 ・自賠責保険料未経過相当額 ・リサイクル預託金相当額 	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル預託金の預託状況の確認 ・お客様へ引取証明書の交付 ・リサイクルシステムへ引取報告 ・フロン回収業者/解体業者へ引渡し

▼
「中古車」として流通

さらに自動車税種別割、自動車重量税、自賠責保険料の運付について説明必要

▶ 「使用済自動車」としてリサイクルルートへ

○ 自動車リサイクル法
 ユーザーからの「廃車」の依頼があった場合、中古車販売店としては中古車として再販できる可能性がある限り、中古車として引取り、リユースの道を探ることを第一に考えたいと思えますが、ユーザーがどうしても「廃車」にしたいという場合は、自動車リサイクル法では「使用済自動車」として引取業者がリサイクルルートへ乗せ、適正処理することが義務付けられており、中古車として流通させることはできません。

○ 中古車として引取り
 自動車リサイクル法第5条には、「自動車をはなれ多く長期間使用することにより、自動車を使用済自動車となることを抑制するよう努める」と定められています。中古車業者として、できる限り中古車として流通できるようにユーザーへ説明することも必要ですが、「廃車」扱いで引取って、中古車として再販してしまうとトラブルになる場合があります。これは一般的に使われている「廃車」という用語は、いわゆる「スクラップ=使用済自動車」である場合と、「一時処理を要する自動車」が混同されたい状態を指している場合があります。「廃車」というとユーザーは「スクラップ=使用済自動車」と認識することに起因すると思われ、結果として、販売店が「廃車」という用語を用いて取引を行うことによりユーザーとの間で認識のずれが生じるようになります。トラブル防

止のために、「廃車」と言わず、明確に「中古車」として引取ることをご説明しましょう。

○ 使用済自動車として引取り
 ユーザー（最終所有者）の意思により使用済自動車とする場合は、「使用済自動車引取依頼書」等を用いてユーザーの意思を客観的に確認することが求められます。ユーザーからの依頼を無視して資金を得ようとして中古車として引取り行為は違法になるとされています。

○ 引取業者登録
 引取業者として、「使用済自動車」を引取るには引取業者登録をしておく必要があります。また、エンジンやミッション等を部品として取り外す場合は、引取業者の許可を受けず「解体業」許可が必要になります。

○ 使用済自動車引取証明書
 引取業者として使用済自動車を引取った場合は、「(旧)使用済自動車引取証明書」(「引取依頼書」)を最終所有者となるユーザーに必要事項を記入して交付することが必要です。そして、その自動車は適切にリサイクルルートに乗せなければならず、「引取依頼書」を最終所有者に対して交付した後、電子データ入力システムに届けなければなりません。一度使用済自動車として引取った後に、当該自動車を中古車として再販することは違法となります。

※直近1年間の受講者:約500名(累計受講者H23~:10,000名)

3. 自動車リサイクル制度における取組について

④ 都道府県協会、販売店、ユーザーに対し、ホームページを利用し自動車リサイクル制度について情報提供

【ホームページ】



- 自動車部品活用推進
- 自動車リサイクル時の用語
- 使用済自動車引取依頼書
- 循環型経済システムと自動車 等

3. 自動車リサイクル制度における取組について

- ⑤ 中古部品の利用促進を図るため、共同購買事業として(株)ユーパーツ、(株)ビッグウェーブと提携し、会員販売店に中古部品の利用をあっせん

※会員向けの機関誌にリサイクル部品の広告を掲載するとともに、商品カタログをDM発送し商品販売のあっせんを行い、リサイクル部品を利用することでCO2削減に寄与することを広報・PRしている。

【機関誌】



※年間取扱高：約4,000万円

U PARTS リユース、リビルトのエンジン・ミッションならユーパーツにお任せ下さい!
 ユーパーツのエンジン、ミッションは、全て始動テストを実施済み、保証付き!

エンジン換装項目
 ● 部品交換
 ● 油圧調整
 ● 油圧オイル交換
 ● 油圧ポンプ交換
 ● 油圧フィルター交換
 ● 油圧ホース交換
 ● 油圧パッキン交換
 ● 油圧シリンダー交換
 ● 油圧バルブ交換
 ● 油圧ポンプ修理
 ● 油圧ポンプオーバーホール

リユース品は在庫多数!
 リユース品は在庫多数! リユース品は在庫多数! リユース品は在庫多数!

リビルト品も取り扱っています!
 リビルト品も取り扱っています! リビルト品も取り扱っています! リビルト品も取り扱っています!

U PARTS 株式会社 ユーパーツ 〒330-0023 埼玉県秩父市牛久保1286-2
 0120-79-1216 0120-41-8201

リサイクルパーツで地球にやさしくエコライフ

リサイクルパーツ・リビルトパーツ・新品優良部品はビッグウェーブにお任せ下さい。

高品質 安心保証 低価格 全国オンラインネットワークより、約80万良の在庫から商品を迅速にお手元へお届けします。

ビッグウェーブリパーツセンター
 〒497-0005 愛知県海部郡七宝町伊勢崎58
 TEL:052-441-7500 FAX:052-449-1012
 ※ビッグウェーブ専用シートをご利用下さい。

3. 自動車リサイクル制度における取組について

- ⑥ ユーザーに対し、中古部品の活用推進について啓発・周知活動等を行う「自動車リサイクル部品活用推進会議」への参加

- ◆ チラシ、ポスターによるリサイクル部品活用を周知するキャンペーン活動の実施

- ◆ 参画団体

- ・ 日本自動車リサイクル部品協議会
- ・ 日本損害保険協会
- ・ 日本自動車整備振興会連合会
- ・ 日本中古自動車販売協会連合会
- ・ 日本自動車車体整備協同組合連合会

【チラシ】

リサイクル部品とは?

みんな、使ってます。
リサイクル部品。

97% ユーザー満足度

リサイクル部品が選ばれる3つの理由

- 安心品質
きちんとした品質管理だから安心。
- エコロジー
廃棄物とCO₂を大幅削減できます。
- 経済的
新品部品よりリーズナブルな価格。

自動車リサイクル部品活用推進会議

4. 自動車リサイクル制度の効率化について

① 自動車リサイクル法第1条及び第5条の周知徹底

- 中古自動車販売事業者かつ引取業者として、ユーザーにできるだけ長く自動車として使用することを推奨し、使用済自動車の発生を遅らせ、リユースを第一に考えること及び使用済自動車となった場合にも中古部品として使用することを積極的に周知することに努める

使用済自動車の再資源化等に関する法律(抄)

(目的)

第一条 この法律は、自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(自動車の所有者の責務)

第五条 自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。

4. 自動車リサイクル制度の効率化について (前頁からの続き)

② 制度検討時には想定されていなかった新たな課題

- 次世代自動車の普及を考えると、今後は3品目以外の適正処理費用による逆有償化問題への対応の検討が必要
- 現行預託金制度のダウンサイジング化の検討

現行預託金制度を見直し、資金管理センターを通さずにユーザーからメーカーへ直接支払うことで簡素化を実現し、資金管理法人の業務をコンパクトにすることでユーザー負担を軽減。